



あつた

# 議会だより

No.133

## 6月定例会号

— 2024.8 —

◇発行/厚岸町議会  
◇編集/議会広報常任委員会



第68回厚岸港まつり市中大パレード

- 議会の動画配信 ..... P2~P3
- 第2回定例会
  - \* 決まったことから ..... P4~P5
  - \* 町政を問う ~一般質問~ ..... P6~P11
- 議会の動き ..... P12

### 一般質問者

- ・南谷 健 議員
- ・室崎 正之 議員
- ・石澤 由紀子 議員
- ・竹田 敏夫 議員
- ・堀 守 議員
- ・金子 勇 議員

# 議会動画を配信中

No.132 3月定例会号でお知らせしていますが、5月1日から議員の一般質問を録画した議会中継をYouTube配信しています。

新しい動画（令和6年第2回定例会分）は8月1日から公開です。

厚岸町議会では議会改革の一環として、議会を町民の皆様にもっと知っていただくため、本年5月1日から令和6年第1回定例会の一般質問動画の配信を開始しましたが、たくさんの方にご視聴いただき、ありがとうございます。

8月1日からは令和6年第2回定例会の一般質問の動画を視聴できますので、ぜひご覧ください。

議会本会議の様子は、議会開会中はどなたでも傍聴でき、会議録でも内容を知ることができですが、議場に來ることができない方などにも映像で議会の様子を伝えられるように、現在、議会開会中に役場庁舎ロビーで見ることが出来る議会中継を録画し、YouTubeで配信しています。

議会中継は、議場に設置している3台のカメラで議員席側と執行部席側双方の発言者を都度切り替えて映しています。

**議会中継の視聴方法**

町ホームページの町議会の「議会動画」にある、「一般質問 ○○○○議員」をクリックすると各議員の一般質問

動画をご覧になります。

また、6ページから11ページまでの各議員の一般質問のページに付いているQRコードをスマートフォンやタブレットで読み取っていただくことも動画をご覧いただけます。

なお、動画は中継を録画したものであるため、編集作業等に日数を要しますので、当該議会の閉会后、約1カ月後に視聴できるようになります。

## 議会動画

ご覧になりたい動画をクリックすると、外部サイト「YouTube（ユーチューブ）」へ移動し、該当する議会中継の動画をご覧になれます。

令和6年第1回定例会

- |      |       |          |            |
|------|-------|----------|------------|
| 3月6日 | 一般質問1 | 南谷 健 議員  | ← 見たい議員を選択 |
|      | 一般質問2 | 室崎 正之 議員 |            |
|      | 一般質問3 | 佐藤 淳一 議員 |            |
|      | 一般質問4 | 石澤由紀子 議員 |            |

- |      |       |          |            |
|------|-------|----------|------------|
| 3月7日 | 一般質問5 | 音喜多政東 議員 | ← 見たい議員を選択 |
|      | 一般質問6 | 竹田 敏夫 議員 |            |

令和6年第2回定例会

- |       |       |          |            |
|-------|-------|----------|------------|
| 6月12日 | 一般質問1 | 南谷 健 議員  | ← 見たい議員を選択 |
|       | 一般質問2 | 室崎 正之 議員 |            |
|       | 一般質問3 | 石澤由紀子 議員 |            |
|       | 一般質問4 | 竹田 敏夫 議員 |            |

- |       |       |         |            |
|-------|-------|---------|------------|
| 6月13日 | 一般質問5 | 堀 守 議員  | ← 見たい議員を選択 |
|       | 一般質問6 | 金子 勇 議員 |            |

## 注意事項

視聴の際は次の点にご留意ください。

- 配信されている映像と音声は、厚岸町議会の公式記録ではありません。公式記録である会議録は、議会事務局、厚岸情報館及び町ホームページでご覧いただけます。
- ※会議録は、閉会から概ね3カ月後に公開となる予定となっておりますので、ご了承ください。

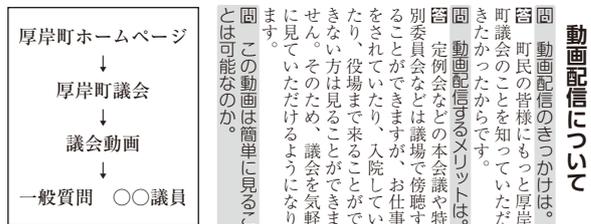
…

## 厚岸町議会チャンネル

こちらをスマートフォンなどのカメラで読み込んでください。



○○○○議員



- 動画配信のきっかけは、町民の皆様にもっと厚岸町議会のことを知っていただくためです。
- 動画配信するメリットは、定例会などの本会議や特別委員会などは議場で傍聴することができませんが、お仕事をされていたり、入院してたり、役場まで来ることができない方は見ることができません。そのため、議会を気軽に見ていただけるようになります。
- この動画は簡単に視聴することが可能なか。
- スマートフォンやタブレット端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合やWi-Fi環境を使用していない場合、通信事業者から高額な料金を請求されることがありますので、特にご注意ください。
- パソコンのほか、スマートフォンやタブレットがあれば見ることができます。町ホームページや議会だより（QRコード）から見れます。
- 一般質問の動画しか配信しないのか。
- 当面の間は試験的に本会議の一般質問のみ配信し、設備などを充実させた上で、安定的に配信、運用できるように次第、定例会の一般質問以外の本会議や臨時会及び補正予算審査特別委員会等の動画配信を行います。
- この動画を見ることができないという場合は、お問い合わせください。

町ホームページから視聴イメージ

QRコードから視聴イメージ

## 注意事項

視聴の際は次の点にご留意ください。

- 配信されている映像と音声は、厚岸町議会の公式記録ではありません。公式記録である会議録は、議会事務局、厚岸情報館及び町ホームページでご覧いただけます。
- 映像配信画面に表示される企業広告は、厚岸町議会とは一切関係ありません。また、広告による損害が生じた場合について、厚岸町議会はその責任を負いません。
- 厚岸町議会とYouTube社は契約関係にないため、動画が正常に視聴できない場合、また視聴することにより何らかの損害が生じた場合について、厚岸町議会は一切責任を負いません。
- YouTube映像の著作権は、厚岸町議会に帰属します。ほかのウェブサイトや著作物などへの転載、複製をしないでください。
- インターネット回線の状況やその他視聴環境等により映像や音声途切れたり停止するなど、正常に視聴できないことがあります。
- この議会録画中継は予告なく終了することがあります。

### 動画を見るとききの注意点

スマートフォン、タブレット端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合やWiFi環境を使用していない場合、通信事業者から高額な料金を請求されることがありますので、特にご注意ください。

この他にも左記の注意事項にご留意ください。

# 真龍小学校6年生が 議会を傍聴



**議会を傍聴してみませんか**

議場で行われている本会議や特別委員会だけでなく、3階委員会室で行われる各常任委員会の会議も原則どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

会議日程は町ホームページの議会のページに掲載しています。定例会については防災行政無線やIP告知端末でも周知しています。

今後多くの方々に傍聴していただき、開かれた議会になるように努めてまいります。

6月13日に真龍小学校の6年生30名が社会科教育の一環として、町政や議会に対する理解を深めることを目的に議会を傍聴してくれました。当日の議事日程が一般質問でしたので、児童は一般質問を行う議員と理事者側双方の熱のこもった質問と答弁のやりとりを真剣に聴いていました。

厚岸町議会では、将来の厚岸を担う児童生徒の皆さんの議会見学を心よりお待ちしております。



# 令和6年 第2回 定例会

第2回定例会は、去る6月12日招集され、3日間の会期で行われました。

6名が一般質問で町政全般についてたどしました。

決まった  
ことから

議

決

### 新たに生じた土地の確認

厚岸町床潭293番1、299番1、299番2、299番3、300番1及び300番2の地先の公有水面埋立地の確認を可決しました。

### 町の区域の変更

厚岸町床潭293番1、299番1、299番2、299番3、300番1及び300番2の地先の公有水面埋立地について町の区域の変更を可決しました。

### 辺地に係る総合整備計画の策定

太田辺地、上尾幌辺地に係る公共的施設を総合的に整備するための総合整備計画の策定を可決しました。

### 財産の取得

名称及び数量 消防ポンプ自動車CD—I型1台  
取得価格 5445万円  
契約相手 山崎自動車株式会社

### 工事請負契約の締結

① 工事項 厚岸町営牧場ふん

尿処理施設更新事業

請負金額 1億4190万円

請負契約者 株式会社宮原組

② 工事項 厚岸町温水プール

木質バイオマス施設建設工事（建築主体）

請負金額 6446万円

請負契約者 株式会社共和建設工業所

③ 工事項 厚岸町温水プール

木質バイオマス施設建設工事（機械設備）

請負金額 1億5400万円

請負契約者 総合・共立経常建設共同企業体

④ 工事項 床潭末広間道路改良舗装工事

請負金額 9570万円

請負契約者 株式会社宮原組

条

例

### 町税条例の一部改正

地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な改正について可決しました。

補正予算

申

出

各会計補正予算審査特別委員会において付託審査し、本会議において全会一致で可決しました。

### 令和6年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）

歳入歳出予算の総額に1億3593万2千円を追加し、予算総額を128億7958万1千円とする。

### 主な内容

低所得者世帯物価高騰対策給付金（非課税世帯分）1314万4千円の計上、低所得者世帯物価高騰対策給付金（均等割のみ課税世帯分）812万8千円の計上、調整給付金給付6612万5千円の計上、児童手当1171万円の計上、津波避難場所整備事業708万2千円の計上

### 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）

歳入歳出予算の総額に616万円を追加し、予算総額を1億788万8千円としました。

### 閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、広報常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

### 総務産業常任委員会

(1) 総務及び防災に関する事項  
(2) 財政及び税に関する事項  
(3) 財産に関する事項  
(4) 商工・労政及び観光に関する事項

(5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項

(6) 土木、建築及び都市計画に関する事項

(7) 出納に関する事項

(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

### 厚生文教常任委員会

(1) 国民健康保険に関する事項  
(2) 介護保険に関する事項  
(3) 民生及び福祉に関する事項  
(4) 保健衛生及び生活環境に関する事項

(5) 上下水道に関する事項

(6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項

- (7) その他厚生及び文教に関する事項

**広報常任委員会**

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報の調査及び研究に関する事項

**議会運営委員会**

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議会のペーパーレス化に関する事項
- (4) 議長の諮問に関する事項
- (5) その他本委員会所管に関する事項

**各常任委員会の活動状況**

〔令和6年4月1日から〕

令和6年6月30日まで

**▼総務産業常任委員会**

第2回（6月3日）

- ① 令和6年度北海道防災総合訓練
- ② 町内所管事務調査
- ③ 道内行政視察
- ④ 閉会中の継続調査申出書

**▼厚生文教常任委員会**

第2回（4月24日）

- ① 厚岸町の一般廃棄物処理の概要

- ② 厚岸町の個別計画策定状況
- ③ 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
- ④ 厚岸町における部活動の地域移行

第3回（6月6日）

- ① 厚岸町学校図書館ガイドライン
- ② 町の認知症対策（社協事業含む）
- ③ 成年後見制度
- ④ 町内所管事務調査
- ⑤ 閉会中の継続調査申出書

**▼広報常任委員会**

第2回（4月19日）

- ① 閉会中の継続調査申出書
- ② 議会だよりNo.132の発行

厚岸町一般廃棄物最終処分場（埋立地）、厚岸霊園、厚岸終末処理場、厚岸浄水場、上水道取水ポンプ場について現地調査を行いました。

**第2回 臨時議会 4.26**

**報告**

**専決処分事項の報告**

- ① 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ② 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を承認しました。

- ③ 町税条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ④ 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を承認しました。
- ⑤ 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を承認しました。

**議決**

**工事請負契約の締結**

- ① 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その1）  
請負金額 12億670万円  
請負契約者 萩原・マル勢

影本経常建設共同企業体

- ② 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その2）  
請負金額 10億7580万円

請負契約者 共和・新太平洋  
洋経常建設共同企業体

- ③ 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（電気設備その1）  
請負金額 1億5895万円

請負契約者 高部・栗林経常建設共同企業体

- ④ 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（電気設備その2）  
請負金額 1億5048万円

請負契約者 サンエス・西口経常建設共同企業体

- ⑤ 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その1）  
請負金額 2億680万円

請負契約者 太平洋・奥村経常建設共同企業体

- ⑥ 工事項（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その2）  
請負金額 1億978万円

請負契約者 榊設備工業株式会社

**補正予算**

令和6年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）  
歳入歳出予算の総額に2497万円を追加し、予算総額を127億4364万9千円としました。

**主な内容**

町営牧場整備事業2497万円の新規計上

**表彰**

6月11日に札幌市で開催されました北海道町村議会議長会定期総会において、南谷議員が町村議会議員として在籍25年以上の自治功労者表彰を受賞され、6月12日の第2回定例会で大野議長より表彰の伝達が行われました。



# 令和6年度の物価高騰対策給付事業は

住民税課税額が確定する6月以降に、新たに住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対して10万円を給付。このうち、子育て世帯へ児童1人当たり5万円給付。

また、令和6年分所得税及び個人住民税から納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円の計4万円が減税されます。その際に定額減税をしきれないと見込まれる方へ調整給付金を支給します。



▲動画はこちら



南谷 健 議員

## 令和6年度低所得者世帯への給付金概要（事業費：21,600千円）

名称	①新たな住民税非課税世帯給付金	②新たな均等割のみ課税世帯給付金	③子育て世帯給付金
事業内容	「物価高騰対応重点地方創生交付金」を活用し、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び均等割のみ課税となる世帯に対する現金の給付（1世帯あたり 10万円）	令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯（見込み 81世帯） ※令和5年度開始の給付金を既に支給された世帯は対象外	①及び②に加え加算する子育て世帯に対する給付金（子ども1人あたり 5万円）
対象者	令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯（見込み 125世帯） ※生活保護受給世帯を含む ※令和5年度開始の給付金を既に支給された世帯は対象外	令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯（見込み 81世帯） ※令和5年度開始の給付金を既に支給された世帯は対象外	令和6年度に新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯であり、18歳相当までの児童がいる世帯（見込み 20人（10世帯）） ※対象児童は令和7年3月31日時点の年齢基準
予算	事業費 12,500千円 （125件×100千円）	事業費 8,100千円 （81件×100千円）	事業費 1,000千円 （20人×50千円）

調整給付金の支給内容は、支給対象は令和6年1月1日現在、厚岸町に住所を有し、令和5年分合計所得金額が180.5万円以下で所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めていて、定額減税をしきれない額が生じる方。給付額及び算定方法は事務処理基準日の6月3日で国

## 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付金）（事業費：62,390千円）

給付金額の計算方法	①所得税分控除不足額の算定方法	
	$\frac{3\text{万円}}{\text{減税対象人数}} \times \text{令和6年分推計所得税額（減税前）} = \text{①所得税分控除不足額}$	
対象者数	②個人住民税分控除不足額の算定方法	
	$\frac{1\text{万円}}{\text{減税対象人数}} \times \text{令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）} = \text{②個人住民税分控除不足額}$	
※「調整給付金額」=①+②（合計額を一万円単位で「切り上げて」算出） ※「減税対象人数」とは、本人+控除対象配偶者+扶養親族の合計人数		
対象者数 ・ 1,487人（見込み）（1人当たりの給付金額：1万円～21万円）		

が示す算定ツールを用いて所得税及び個人住民税所得割の定額減税しきれない額を合算の上、1万円単位に切り上げた額が給付となります。

給付スケジュールと周知方法ですが、給付金詐欺が想定されこの対策が必要では。

7月下旬までに対象者へ支給確認書を送付します。10月31日までを申請期間とし、8月上旬から11月末まで随時給付する予定です。

なお、令和6年分の実績額確定後調整給付額に不足が生じた時は、令和7年に不足分を給付します。

真龍中学校の公務補は、通学路の歩道を除雪や清掃に懸命に努めています。公務補の業務評価は、公務補の業務は学校周辺の草刈りや除雪など学校施設管理のほか、学校備品や施設の軽微な修繕などで、人手を必要とする草刈りやグラウンド整備は効率化を図るため合同作業を実施しています。

公務補は学校業務に支障をきたさぬよう学校職員や児童生徒が登校前に出勤して業務にあたるほか、学校内外の環境美化に努め、学校運営の大切な業務を担っています。

周知方法は、町ホームページやIP告知端末で周知のほか、広報誌へ掲載します。

また、給付金詐欺対策は各々周知時に注意喚起に努めます。

広報あつげし5月号に、真龍中学校以外に公務補の記載がありません。なぜですか。

町内小中学校に7名の公務補を配置し、そのうち5名の会計年度任用職員を除く、正職員2名が記載されています。



宮園運動公園内の旧プール

閉鎖後30年が経過し、宮園運動公園敷地内の美観を損ない、管理上問題が発生しては大きいです。撤去費用がかかりますが整備をすべきでは。

旧プールは昭和57年B&G海洋センタープールとしてオープン、昭和60年に町へ無償譲渡され平成6年に営業を終え、プール槽と管理棟はシャッターを閉め、窓はベニヤ板で塞ぐなど立入禁止となっています。解体費用が5千万円を超え、多額になることから解体の優先事業化は難しいので、安全面に配慮しながら活用や美観を含め検討していきます。

## B&Gプールと管理棟整備を



室崎正之議員

# 「香害」「化学物質過敏症」についての町の施策



▲動画はこちら

教育委員会の行った実態調査により、約1割の人が合成洗剤、柔軟剤、芳香剤等により健康被害を受け苦しんでいることが分かりました。町はこの問題を町の重要課題と位置づけています。その対策と、近年増え続ける不登校児童生徒の支援策を質しました。

## 「香害」取組の内容

**問** 合成洗剤や柔軟剤、芳香剤等により健康被害が誘発されている「香害」への対策はどのように進められているか。

**答** 教育委員会の行ったアンケート調査により、約一割の人に健康被害が出ていることを踏まえ、学校や保護者の理解を深める取組を進める。また、町民全体への周知として町ホームページや広報誌の掲載、ポスター掲示を行い、毎月行われる乳児と保護者の「赤ちゃん相談」の際、国のリーフレットをせっけんと共に配布している。また、町民を対象とした香害の理解を深めるための講演会を行う。

とEUでの表示義務化の動き「陽イオン系界面活性剤の急性毒性とアレルギー誘因物質の疑い」「芳香剤等に使用されるマイクロプラスチックの人体への影響」これらについての情報収集は進んでいるか。

**答** まだ行っていない。

**問** 「香害・化学物質過敏症」に苦しむ人への支援団体との連携についてはどうか。

**答** その活動内容について調査をしているところで、連携までは行っていない。

**問** 議会で指摘を受けてから半年、決して短い時間ではない。苦しんでいる人にとつて町の迅速な施策が望まれる。また「障害者差別解消法」では、自治体は「障害者」に対し合理的配慮を行わねばなら

ない法的義務を有するとされる。この「障害者」に香害等の被害者は含まれるか。

**答** 該当する。

**問** 今各地で病院等の医師や看護師の白衣により具合の悪くなる事態が報告され、厚労省も配慮の注意喚起をしているという。町立病院ではどう対処しているか。

**答** 医師、看護師等の衣類については香害等の被害を誘発することの無いよう十分な配慮を講じており、一括して業者に処理を依頼している。

**問** 心楽園等ではどうか。

**答** 香害については周知をしているので、十分配慮しているものと思うが、確認はしていない。改めて確認する。

**問** かつて問題となつたシックススクールも今の「香害」も空気環境という点で同じである。まずは学校においてシックススクールの時と同様にVOC（揮発性有機化合物）検査を行うべきである。

**答** 検討する。

**問** 教育委員会アンケートの自由表記回答の中に、芳香剤等と加齢臭を一緒にして論じているものがあった。適正配慮の課題も含め、教職員の中にもまだまだ問題の理解が浸透していない。

**答** 各学校において教職員だけでなく保護者に対しても、

## 不登校児童生徒に対する支援

会議その他あらゆる機会を使って、この問題についての理解を深める努力を進めている。

**問** 不登校とは何らかの社会的、心理的等の要因により年間30日以上欠席した者で、病

気や経済的理由による者を除くとされる。当町においても増加傾向にあり、小学校はほぼ横ばいだが、特に中学校ではこの5年間で2倍以上に増えている。学校では不登校を生じさせない学校・学級づくりを行い、不登校の予兆を見逃さないために、校内ケース会議を開催し、組織的に判断し対応している。また不登校児童生徒に対しては学級担任の家庭訪問や面談を通じて状況の把握に努め、オンライン授業、保健室登校、スクールカウンセラーによるケアなどの支援のほか、校内教育支援ルームや情報館に町内教育支援センターを設置している。この支援は学校に登校するという結果のみを目標とするものではない。児童生徒の社会的自立を目指し、個々人に応じた適切な支援を行い、子ども達が安心して学ぶことのできる環境作りを進める。

## 会計年度任用職員の処遇改善を

会計年度任用職員について、公募を取りやめ、続けて任用を可能とする自治体があるが、当町では地方公務員法第13条の平等の取扱いの原則を踏まえ、今後も毎年公募・選考をしていく。



▲動画はこちら



石澤由紀子 議員

○ 会計年度任用職員は住居手当や寒冷地手当が支給されていない。これは著しく不公平であると思う。改善する必要があると思うがどうか。

○ 住居手当及び寒冷地手当については、職員が長期にわたり安定的に継続して勤務できるようにするために生活給として支給されるものであるため、一会計年度ごとに任用される会計年度任用職員については支給しないとされているので、現在はこれらの手当を支給する考えはない。

○ 会計年度任用職員は、本来は正職員にすべきと思うがどうか。

○ 会計年度任用職員は、業務の範囲や年間の業務量などにより一会計年度ごとに、その職の必要性をあらかじめ協議し任用しているもので、その業務についても、正職員が配置され、その補助的業務が主であることから、責任の程度などを踏まえると、引き続き会計年度任用職員として任用すべきものと考ええる。

### パートナークシッ プ制度

○ 釧路市でパートナークシッ

プ宣誓制度が開始された。本町でも取り入れる必要があると思うがどうか。

○ パートナークシッ プ宣誓制度は、民法及び戸籍法で婚姻が認められていない同性カップルや、事実婚として婚姻の届出をしないカップルなどが、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓することで、人権や多様な生き方が尊重される社会の実現につながるため、自治体が婚姻に相当する関係と認める証明書を発行するものである。また、その証明により、婚姻した場合の配偶者と同等に、行政サービスの提供を可能としている自治体もある。国や道、他の先進自治体を参考にしながら、制度導入に向けて検討していく。

### 津波災害対策

○ 大型の津波シエルターが開発されている。心和園などの利用者の避難が難しい施設に設置することはできないか。

○ 町では、津波到達時間内に避難が困難とされる区域の解消を図るため、浸水想定区域外の避難場所等の整備を進めてきたところである。老人

福祉施設や児童福祉施設、幼稚園、小中学校、病院など要配慮者利用施設の中でも避難に時間を要する施設において、より迅速に利用者津波から避難させる手段の一つとして「津波救命艇」などの津波シエルターの設置は有効であると認識している。

一方で、施設利用者を避難させることは、施設所有者または管理者の責務であり、施設ごとに利用者の円滑、かつ迅速な避難の確保を図るための必要な措置に関する検討を

行った上で、避難計画を策定する必要がある。心和園については、隣接する裏山に避難場所を整備している。さらに冬期避難を考慮した利用者の安全の確保を図るための予算を含む補正予算案を本定例会に提出している。

津波シエルターについては整備する計画はないが、近隣自治体でも整備が進みつつある状況もあることから、こうした事例を参考にしつつ、津波災害対策の一つとして必要に応じて、検討していく。



津波救命艇



竹田敏夫議員

## 災害時トイレ・コロナ後遺症・放課後児童クラブ



▲動画はこちら

災害時トイレ確保管理計画の策定は進めていきます。コロナ後遺症の全体調査をする予定はないが、感染予防の情報発信に努めてまいります。放課後児童支援事業の必要性について、今後策定を検討しますとの答弁をいただく。

### 災害時のトイレ対策

問 災害時のトイレ確保管理計画等を策定しているか。

答 現在、町ではトイレ確保管理計画やこれに類似した計画は策定しておりません。

これまでの町の災害時のトイレ対策の取組は、指定緊急避難場所への仮設トイレの設置や、指定避難所での使用を想定した既設のトイレの使用に被せて使用する携帯トイレ、持ち運び可能なポータブルトイレ等を中心に整備してきたほか、災害時における仮設トイレの優先的供給について、民間事業者と協定を締結してきたところがあります。

しかしながら、本年元日に発生した能登半島地震を始めとした他の大規模災害の例をみると、特に震災直後の混乱期には避難者数が最も多く、道路事情等により仮設トイレの供給も追いつかない状況となるのが想定され、これを考慮すると、現在、町が配備している仮設トイレや携帯トイレ等では、当町の最大想定避難者数の避難には対応できないものと考えております。

避難所でのトイレ不足は、避難者が水分や食事を控える結果となり、健康被害や災害関連死を引き起こす要因にもなり得ます。

内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や本年3月に作成した「厚岸町災害廃棄物処理計画」に基づき、町として必要とする基数の整備や災害発生からの時間経過に合わせて、状況に適した種類のトイレを供給できるよう、今後、整備に向けた十分な検討を行っていくとともに、感染症等を予防するため衛生的なトイレ環境を保つことも重要であることから、清掃用具等の必要備品の整備を併せて進めてまいりたいと考えております。



町が配備している簡易トイレ

### 放課後児童クラブ

問 小規模多機能・放課後児童支援事業の取り組みは。

答 小規模多機能・放課後児童支援事業とは、地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業で、利用者がおむね10人未満とされております。

小規模で、乳幼児から小学生までが対象となる事業であるため、人口の少ない特定の地域では有効な事業だと考えられますが、現在、町内での実施はありません。

なお、町で実施している放課後児童クラブについては、友遊児童館は98人、子夢希児童館は49人の登録により利用されています。

また、子ども子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点としては、「コアぽんときらく」において、乳幼児の親子を対象とした子育て支援センターを開設しています。

今年度、第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画を策定する予定であり、利用ニーズなどを踏まえ、現在の事業の継続、新たな事業の取組の

検討を進めることとなります。今後は、保育事業の拡大や子どもだれでも通園事業の推進、子ども家庭センターの設置のほか、ご質問にある小規模多機能・放課後児童支援事業などの事業の必要性について、この計画策定の中で検討する予定であります。

### コロナ後遺症

問 町は町民に対してコロナワクチン接種後の全体調査をしているか。

答 新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として、当町では令和3年5月から全額公費負担による予防接種を開始し、令和6年3月までの間に最大7回の接種機会を設けてきたところであります。

この間の接種者数は延べ、35,154人で、接種率は1回目が90・3パーセント、7回目では22・3パーセントとなっております。

コロナワクチン接種後の全体調査については、国において予防接種後健康被害救済制度や副反応疑い報告制度により、接種後の副反応について把握し、国立感染症研究所等による専門的な調査を実施していることから、町で調査を実施したことはなく、今後もその予定はありません。

## 町の重大な施設の免震・制震化を進めるべき

町の重大な施設の免震・制震改修は、改修の必要性の有無を含めて検討してまいりたい。



▲動画はこちら



堀 守 議員

### 防災対策

**問** 能登半島地震では、耐震施設と言えど市町村のインフラに大きな被害が生じ、復旧に多大な労力が費やされた。町の重大なインフラ施設の免震・制震化を進めるべきと考える。

現在の町の施設の耐震化率と免震・制震化された施設はあるのか。

**答** 町有施設の耐震化率は、70・8パーセントで免震・制震化された建物は無く、地震防災上重要な施設として厚岸町地域防災計画で定めている49施設のうち、旧耐震基準で建築され耐震化を完了していない12施設は、できる限り耐震化に努める。

**問** 町の重大な施設は、早期に免震・制震化を図るべきと考えるがどうか。

**答** 免震・制震改修は、その効果を認めるが、一方で津波による加重に耐えられない可能性があり、津波浸水域にある重要な建築物については、現在、免震・制震改修を行う考えがないが、津波浸水域以外の重要な施設の免震・制震改修については、改修の必要

性の有無を含めて検討してまいりたい。

### 国定公園

**問** 厚岸霧多布昆布森国定公園のうち別寒辺牛湿原は、後世にその環境を守り伝えていかなければならない場所、湿原の環境に影響を与えているその周辺もしっかりと保全していくべきと考える。

国、道、町では、湿原とその周辺の環境維持のためどのような取組をしているのか。

**答** 国は、自然公園法により決定された公園計画に基づき、施設整備を行う際に自然環境整備交付金の交付を行い、道は、公園事業の執行と、管理・使用に関する許認可等を行い、町では道と協議のうえ公園事業の一部の執行と、国定公園を利活用した事業の実施、周知活動を行っている。

また、町では、これまでも環境保全林や水源涵養林の取得のほか、町民の森植樹祭による植栽等を実施しており、今後も周辺環境等の維持保全に取り組んでまいりたい。

**問** 湿原に携わり、湿原を守っていく人材の確保と育成が重要と考えるがどうか。

### 国定公園

内の鳥獣保護区には、国指定の保護区管理員が現在3名選定されており、密漁防止巡回、利用者への指導、鳥獣生息状況調査等を行っており、町では、水鳥観察館に2名の専門員を配置しており、さらには、小学生4年生以上を対象とした「厚岸湖・別寒辺牛湿原やちっこクラブ」があり、この活動を通じて人材の育成をしていきたいと考えている。

**問** 自然公園法に謳われているように、町民はもとより国民が訪れやすい環境を整えていくことが重要と考える。

湿原を訪れる人のための駐車場整備や、湿原内を散策する木道の整備をする必要があると考えるがどうか。



尾瀬国立公園の木道

**答** カヌー出発点、中間点、水鳥観察館に、あわせて100台の駐車場が現在整備されており、木道を含めた散策路等の整備は、「厚岸町観光振興計画」において、「地域資源を活用した魅力ある観光地づくりの推進」として、整備を検討していくこととしている。



金子 勇 議員

## 菌床センターの運営



▲動画はこちら

約28年間多額の血税を投入してきた厚岸町のしいたけ産業ですが、菌床センターの昨年度の詳細な経営状況と厚岸町の厳しい財政状況に与える影響、職員が定年前にも関わらずコロコロ代わってしまう事で、生産者や経営状況に悪影響がないのかを問います。

- 問 昨年度の人件費を含めた収支と今年度の見込みを教えてください。
- 答 令和5年度の決算見込みでは、歳入4059万2千円に対し、歳出は8877万3千円で、収支は4818万1千円のマイナスとなります。令和6年度の当初予算では、歳入4266万7千円に対し、歳出は9609万1千円で、収支5342万4千円のマイナスとなります。
- 問 キノコのメーカーに關係している方に確認したら道内では大体1菌床150円前後が販売価格と聞きましたが、厚岸町は1個260円程で作った菌床を生産者に118円程で売っているのは間違いないか。
- 答 間違いありません。菌床センターが出来て28年程、毎年バラツキがあるとしても、年間約5000万円を税金で使っているとして、今まで約14億円位を使っている、その事による上尾幌に効果を感じていないと町民から聞きますし、今後も更なる負担になると思いますが町長はどう考えているのか。
- 答 上尾幌地区は最盛期に2233人いた人口が今は110人程になってしまった。キノコの生産者も1番多い時で24軒だったのが今は10軒程。

生産者も色々な考えの方がいてまとまっていないが、産業振興のためにも生産者にまともしてもらいたい。

答 仮に民間で菌床が150円で作られているなら、一般的な製造業なら、売値の約8割が原価です。そうすると1個作るのに120円位が原価です。厚岸町の1個作るのに原価が約260円は高すぎる。町政執行方針で「このままでは新規の事業の実践はもとより既存の町民サービスを維持する事さえも危ふまれる」「町有施設等の最適化をすす



菌床センターで生産している菌床

める」とありますが、現状、最適化されているのか。コスト削減をしているのか。

答 産業振興、地域活性化のためにやっているが、今日厚岸の財政は大変厳しい状況です。はたして、これから継続すべきかどうか、大変な課題と考えている。無駄のない行政を目指している。

問 上尾幌地域の活性化で始めた菌床センターですが、生産者からは町外から通っている生産者が複数いるとの声を聞く。現在何軒いるか。

答 また、上尾幌に住んでいない生産者が増えてどのよう地域が活性化すると考えているのか。

答 現在、厚岸町では、10軒の生産者がありますが、町外から通っている人数について、町では把握しておりません。地域の活性化についてありますが、上尾幌地域のキノコ産業史において、ホダ木生産から、菌床生産に切り替えることにより、現在では生産量で119トンを超え、道内でも有数の産地となり、雇用創出や産業育成など、地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

問 厚岸町内に住んでいる生産者と住んでいない生産者で菌床の価格が同じなのはおかしいという生産者もいるが、

町はどう思っているのか。

答 町では、キノコ生産者からご質問のような疑問については聞いておらず、全てのキノコ生産者は厚岸町に住所を有していることから、生産活動に不公平を生じることはいないものと認識しております。

問 菌床センターの職員が1年で代わったり、所長が定年前でも代わっている状況では、専門家が育たないと思います。運営に問題は出ないのでしょうか。

答 職員の専門性を高めスキルを磨くためには、同じ部署を長く経験させることは有効な方策の一つであると考えます。一方で、組織の活性化や円滑な業務運営のためにも異動は必要であり、町全体の人事の中で職員配置を考えていくとともに、今後も適切な配置に努めてまいります。

問 職員に専門職がない事で、生産コストが高くなっている事にも影響していると思いますが、町は28年間どのような努力をしてきたのか。

答 菌床センターでこういう事をやって欲しいという事をやってくれる職員を町長と協議して人員配置をしている。職員も一所懸命やっている中で、生産者も職員を育てていく気概を持って見守っていた

議会の動き (各議員の出席状況)

4月20日から7月22日まで

会議種類	開催日 ・ 期間	会議名称	開催 日数	議員氏名 (議席順)											
				竹田 敏夫	室崎 正之	佐藤 淳一	金子 勇	音喜多 政東	中川 孝之	南谷 健	石澤由 紀子	桂川 実	堀 守	杉田 尚美	大野 利春
本会議	4月26日	第2回 臨時会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	6月12日~13日	第2回 定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
委員 会 等	4月24日	第2回 厚生文教常任委員会	1	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
	4月26日	第4回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4月26日	第2回 議員協議会	1	○	○	○	欠	○	欠	○	○	欠	○	○	○
	6月 3日	第3回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月 3日	第2回 総務産業常任委員会	1	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○
	6月 6日	第3回 厚生文教常任委員会	1	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
	6月10日	第5回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月19日	厚生文教常任委員会町内所管事務調査	1	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○
7月22日	第3回 広報常任委員会	1	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	

北海道町村議会議員研修会

北海道町村議会議長会主催の議員研修会が、7月2日に札幌市で開催され、8名の議員が参加しました。講師の気象予報士の森朗氏から「札幌が東京より暑くなる!?」加速する気候変

動〜、元衆議院議長の大島理森氏から「人口減少と市町村の重要性・民主主義について自省を含めての所管」と題した講演が行われました。



『声の議会だより』を発行しています

希望者に議会だよりを朗読・録音したカセットテープ及びCDの貸出をいたします。お気軽にお申し付けください。

●詳細は、町役場内 議会事務局まで  
TEL 52-3131 (内線300)